

ナレ正午頃工場主ヨリ退場ヲ求メラレテ退散シタルモ其ノ後  
 従業員ノ家庭ヲ訪問シ或ハ出勤ノ途中ヲ擁シテ執拗ニ爭議團  
 加入ノ勧誘ニ努メタル結果二十六名ノ罷業者ヲ出スニ至リ十  
 五日爭議團長小峯幸太郎ハ他五名ト共ニ事業主ニ對シ別記ノ  
 要求書ヲ提出シ其ノ貫徹ヲ計ラント徳永正報等ノ指導ヲ受ケ  
 團結シテ対策協議中ナルモ事業主側ハ何等勞働者側ノ要求ヲ  
 容ル、ノ氣配ナク勞働者側ハ飽迄執拗兇暴ナル手段ニ出ワル  
 場合ハ工場ヲ閉鎖セントスル意ヲ漏ラシ居リ勞資間ノ意見接  
 近スルニ至ラズ

右又申(通)報候也

別記

要求書

- 一、今回ノ解雇者ヲ復職サレタレ
- 二、公傷ノ場合ハ日給全額支給サレタレ
- 三、食堂浴場脱衣場下駄箱ヲ設置サレタレ
- 四、退職手当ヲ左ノ如ク制定サレタレ
  - 勤績一ヶ年未満ハ三十日分
  - 以上勤績五ヶ年迄一ヶ年毎ニ二十日分
  - 以上勤績十ヶ年迄一ヶ年毎ニ二十五日分
  - 以上勤績十五ヶ年迄一ヶ年毎ニ三十日分
  - 以上勤績二十ヶ年迄一ヶ年毎ニ三十五日分
  - 以上勤績二十五ヶ年迄一ヶ年毎ニ三十五日分
- 五、今回ノ問題ニ解雇者ヲ求メサバルコト

右要求ス  
昭和五年四月十五日

金子商會金子梅吉殿

金子電氣商會従業員一同